

# 公益財団法人 新宮霊園 樹木葬 墓所使用規定

- 第1条（目的）  
この規定は、公益財団法人新宮霊園（以下、「本霊園」という）の樹木葬墓所等について、使用に関する基準を定め、その適正化を図ることを目的とする。
- 第2条（用語の定義）  
この規定で墓所とは、本霊園内において墳墓を設けるために区画された土地の区画をいう。  
2 この規定で規格墓所とは、建てるお墓の形や大きさが決められている墓所をいう。
- 第3条（管理者）  
本霊園内の墓所、通路その他の付帯施設は、本霊園の理事長が任命する管理者が管理する。
- 第4条（墓所使用の目的）  
墓所は、焼骨の埋蔵の用に供する目的以外に使用することはできない。
- 第5条（墓所使用者の資格）  
墓所は、宗旨宗派及び国籍の如何を問わず平等に本霊園の承諾に基づき使用することができる。  
2 この条項の以下において墓所使用者となった者又は代理人若しくは媒介をする者が反社会勢力であることが判明した場合には、本霊園は催告することなく当該契約を解除することができる。
- 第6条（墓所使用の申込手続）  
墓所の使用を希望するときは、別に定める〔墓所使用申込書〕及び〔墓石工事注文書〕に所定の事項を記載し、住民票（本籍地記載）を添えて申込むこととする。
- 第7条（墓所の使用料）  
前条により墓所の使用の申込者は、別に定める墓所使用料及び墓石工事代その他の納付金を所定の方法により本霊園に納入することとする。
- 第8条（墓所使用者の資格取得）  
墓所使用の申込者は、第7条による所定の納付金を完納の後、本霊園から〔墓所使用承諾証〕の交付を受け、それ以降墓所を使用することができる。
- 第9条（墓石等の建立）  
本霊園は、前条の承諾証の交付と第2条第2項の規格墓所の墓石建立を文字原稿確認後3ヶ月以内に完成し使用者に引渡すこととする。  
2 文字原稿とは、墓石彫刻に使用する加工指示書のことをいう。  
3 規格墓所は、使用者が墓所使用申込から1年以内に完成することとする。
- 第10条（墓所の制限）  
規格墓所の植樹等はすべて本霊園が行うこととし、それ以外のものは設置できない。  
2 規格墓所に建立する墓石については、第9条の外、本契約の規定に拠るものとする。
- 第11条（共益維持費）  
墓所使用者は、本霊園の共益維持に要する経費として、共益維持費を1年毎に前納することとする。  
2 共益維持費は、最初の埋蔵より納めるものとする。  
3 物価の変動等の事情により共益維持費を改定することがある。
- 第12条（墓所使用の承継）  
墓所使用者が死亡したときは、民法897条の規定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が所定の手数料を添えて承継手続をすることとする。
- 第13条（墓所の譲渡、転貸の禁止）  
墓所使用者は、その使用墓所を第三者に譲渡、転貸することはできない。
- 第14条（死体埋葬の禁止）  
本霊園に死体の埋葬はできない。
- 第15条（墓所使用者の義務）  
墓所使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓所を使用しなければならない。  
(1) 墓所に納骨しようとするときは、あらかじめ本霊園に届出をし、所定の手続及び手数料を納入しなければならない。  
(2) 墓所使用者は、〔墓所使用承諾証〕に定められた墓所を使用し、墳墓を設置し、かつ墓所としての美観を維持しなければならない。  
(3) 墳墓の設置及びその移転については、あらかじめ管理者の承諾を得なければならない。  
(4) 墓所使用者がその住所又は電話番号等の連絡先を変更したときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。  
(5) 前号の届出を怠ったことにより本霊園からなされた通知が墓所使用者に遅着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなす。
- 第16条（墓所使用権の解除）  
墓所使用者が次の各号の一に該当する場合には、本霊園は墓所使用者に対し、その使用権を解除することができる。  
(1) 3年間共益維持費の納入を怠ったとき。  
(2) 墓所使用者が墓所を本規定の定める第4条以外の目的に使用したとき。

- (3) 墓所使用者が本規定の定める第13条に違反したとき。  
(4) 墓所使用者がこの規定に反し、墓所使用者としての適格を失ったと本霊園が判断したとき。

- 第17条（墓所使用権の解除に伴う措置）  
前条により墓所の使用権が解除されたときは、墓所使用者であった者は、当該墓所を原状に復して速やかに返還しなければならない。  
2 前項の場合、埋蔵焼骨等がある場合は、墓所使用者であった者が解除後3ヶ月以内に改葬しなければならない。  
3 前項の解除後3ヶ月以内に改葬せず、または墓石等構造物を撤去しなかったときは、管理者は墓所使用者に代わって改葬し、埋蔵焼骨等を本霊園内の定められた場所に合祀するとともに、墓石等構造物を撤去する。  
4 前項の場合、墓石等構造物について、本霊園が適宜処分しても墓所使用者であった者は何らの異議を述べない。

- 第18条（墓所の返還）  
前条による場合の外、墓所が不要になった場合には、墓所使用者は、直ちに霊園に返還届出の手続をして、使用権を放棄することができる。  
2 前項において、埋蔵焼骨があり改葬する場合は、所定の手続きを行なったのち、使用者が希望する本霊園外の墓所等に改葬を行うものとする。  
3 墓所の返還後に埋蔵されていた焼骨について、使用者が本霊園における管理を委託する場合には、本霊園が予め定めた場所にて、当該焼骨を受入れ、これを管理する。  
4 前項の場合並びに17条3項にかかる費用はすでに納入した永代供養料に含まれ、新たな請求は無いものとする。

- 第19条（使用料及び共益維持費の還付）  
既納の使用料及び共益維持費は理由の如何に関わらず還付しない。  
2 第17条及び第18条の場合に共益維持費の滞納が存在するときは、本霊園は同滞納分につき、免除する。

- 第20条（補償及び補修）  
墓所使用者が、その責に帰すべき事由により隣地及び本霊園の施設に損害を与えた場合には、墓所使用者の負担で補償又は補修をしなければならない。  
2 災害その他本霊園の責任によらない事由によって墓所に損害を受けた場合には、本霊園は一切責任を負わない。  
3 墓所内の墓石、植木等もしくは本霊園内に駐車中の車両等の損傷・盗難等については、本霊園は一切責任を負わない。

- 第21条（管理権に基づく措置）  
管理者が墓所につき、公用収用又は本霊園の整備等の必要があるため、墓所使用者に対して改葬をもとめたときは、墓所使用者はこれに応じなければならない。

- 2 前項の場合には、本霊園が代替地及び改葬に伴う費用を補償する。

- 第22条（規定に定めない事項）  
この規定に定めのない事項が生じた場合については、法令の定めるところによるほか、その都度管理者が定める。

- 第23条（規定の改正）  
「墓地埋葬等に関する法律」等が改正された場合及び管理者が適当と認めた場合には本規定を改正することがある。  
2 前項の改定を行う場合は、30日以上期間において、改正後の新規定の内容を、申込者（申込者の死亡後は、墓所使用許可書を引き継いだ埋蔵予定者）に通知又はインターネット（<http://www.shinguureien.jp/>）に表示するものとする。

- 第24条（定め無き事項）  
本使用規則に定めのない事項については、誠意を持って協議し、円満に解決すべく協力する。

付則 本規定は令和7年3月20日より施行する。

以上の各条項を承諾しました。

令和 年 月 日

(氏名) \_\_\_\_\_<sup>Ⓢ</sup>



公益財団法人 **新宮霊園**

福岡県糟屋郡新宮町大字立花口146  
TEL 092-963-0918（代表）